

令和5年12月11日（月）

12 目 目

（常任委員会審査結果報告・質疑・討論・採決）

（委員会視察研修結果報告）

（議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査）



1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 石崎 幸寛
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 稲川 洋	第14番 高橋 正昭

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 石崎 幸寛
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 稲川 洋	第14番 高橋 正昭

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 海老原昌幸 書記（総務係長） 諏訪 満里

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副町長	和田 裕二
教育長	氷室 清	総務課長	星野 和弘
企画課長	柴 光治	税務課長	信夫 一行
住民課長	田仲 有紀	地域生活課長	大山 光夫
健康福祉課長	浜野 知子	子ども家庭課長	高橋 文枝
農政課長兼農業委員会事務局長	松本 勝彦	商工課長補佐兼商工振興係長	杉山 和正
都市建設課長	神永 理	建築課長	星野 敏克
上下水道課長	川島 勝也	会計管理者兼会計課長	日野 妙子
教育総務課長	佐藤 史久	生涯学習課長	深谷 昇
デジタル推進室長	田仲 進壽		

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 議案第83号から議案第91号まで、議案第82号及び議案第92号から議案第94号までの常任委員会審査結果報告について

日程第2 委員会視察研修結果報告について

日程第3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程第1 議案第104号 上三川町国民健康保険税条例の一部改正について

午前10時00分 開議

○議長【高橋正昭君】 皆さん、御起立願います。

(全員起立)

○議長【高橋正昭君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【高橋正昭君】 御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員数は14人です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

○議長【高橋正昭君】 日程に入ります。

日程第1、「議案第83号から議案第91号まで、議案第82号及び議案第92号から議案第94号までの常任委員会審査結果報告について」を議題といたします。

常任委員会付託の案件につきましては、お手元に配付のとおり審査結果報告書が提出されておりますので、会議録に登載のことといたします。

令和5年12月11日

上三川町議会議長 高橋正昭 様

上三川町議会総務文教常任委員会  
委員長 小川 公威

#### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

##### 1 審査事件

- (1) 議案第83号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について
- (2) 議案第84号 上三川町石田コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- (3) 議案第85号 上三川町明治南コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- (4) 議案第86号 上三川町坂上コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- (5) 議案第87号 上三川町本郷北コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- (6) 議案第88号 上三川町明治コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- (7) 議案第89号 上三川町大山コミュニティ運動広場の指定管理者の指定について
- (8) 議案第90号 上三川町西汗コミュニティ運動広場の指定管理者の指定について
- (9) 議案第91号 上三川町多功コミュニティ運動広場の指定管理者の指定について

##### 2 審査日

令和5年12月6日

### 3 結果

議案は、いずれも原案どおり可決する。

令和5年12月11日

上三川町議会議長 高橋正昭 様

上三川町議会産業厚生常任委員会  
委員長 海老原友子

#### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

##### 1 審査事件

- (1) 議案第82号 上三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (2) 議案第92号 上三川町本郷地域福祉センターの指定管理者の指定について
- (3) 議案第93号 上三川町農村環境改善センターの指定管理者の指定について
- (4) 議案第94号 上三川町農産物加工所の指定管理者の指定について

##### 2 審査日

令和5年12月6日

##### 3 結果

議案は、いずれも原案どおり可決する。

○議長【高橋正昭君】 これより委員長の報告を求めます。初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。5番、総務文教常任委員長、小川公威君。

(5番・総務文教常任委員長 小川公威君 登壇)

○5番・総務文教常任委員長【小川公威君】 総務文教常任委員会の審査結果について御報告いたします。

11月30日の本会議において本委員会に付託された案件は、議案第83号から議案第91号までの9件であります。12月6日に委員会を開き、執行部から説明を受け審査をしましたので、その結果について御報告いたします。

地域生活課所管の議案では、指定管理料の内訳や、コミュニティセンターにおいて指定管理料に差がある理由に関する質問に対し、指定管理料の主な内訳は消耗品費、光熱水費などの施設管理のための諸経費である。また、指定管理料は施設ごとの利用状況により積算していることから、利用の多いところと少ないところで差が生じている、との説明がありました。

審査の結果、議案第83号から議案第86号までは全員賛成により、議案第87号から議案第91号までは賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

以上、報告いたします。

令和5年12月11日、総務文教常任委員長、小川公威。

○議長【高橋正昭君】 次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。7番、産業厚生常任委員長、海老原友子君。

(7番・産業厚生常任委員長 海老原友子君 登壇)

○7番・産業厚生常任委員長【海老原友子君】 産業厚生常任委員会の審査結果について御報告いたします。

11月30日の本会議において本委員会に付託されました案件は、議案第82号及び議案第92号から議案第94号までの4件であります。12月6日に委員会を開き、執行部から説明を受け審査いたしましたので、その結果について御報告いたします。

子ども家庭課所管の議案第82号では、今回の改正が文言の改正によるものなのであり、現状の内容に変更はないのか、との質問に対し、県の事務に変更は伴うが、町の制度については変更はない、との説明がありました。

健康福祉課所管の議案第92号では、3年間の指定管理料の金額に関する質問に対し、1年間で50万円、3年間で150万円である、との説明がありました。

農政課所管の議案第94号では、農産物加工所の施設の目的に関する質問に対し、地域の農産物を加工し、その農産物の付加価値を高めることにより、地域農産物の消費拡大及び農業の振興を図ることを目的とした施設である、との説明がありました。委員からは、利益を上げることではなく、どのような農産物をどのように加工できるか、また販売できるかを研究、開発する意味が大きく、一番大事なことであると思うという意見がありました。

審査の結果、議案第82号及び議案第92号から議案第94号まで全員賛成により、原案どおり可決いたしました。

以上、報告申し上げます。

令和5年12月11日、産業厚生常任委員長、海老原友子。

○議長【高橋正昭君】 常任委員長の報告が終了いたしました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

初めに、議案第82号「上三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号「栃木県市町村総合事務組合規約の変更について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号「上三川町石田コミュニティセンターの指定管理者の指定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号「上三川町明治南コミュニティセンターの指定管理者の指定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号「上三川町坂上コミュニティセンターの指定管理者の指定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号「上三川町本郷北コミュニティセンターの指定管理者の指定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号「上三川町明治コミュニティセンターの指定管理者の指定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号「上三川町大山コミュニティ運動広場の指定管理者の指定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号「上三川町西汗コミュニティ運動広場の指定管理者の指定について」を採決いた

します。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号「上三川町多功コミュニティ運動広場の指定管理者の指定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号「上三川町本郷地域福祉センターの指定管理者の指定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号「上三川町農村環境改善センターの指定管理者の指定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号「上三川町農産物加工所の指定管理者の指定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日、町長からお手元に配付のとおり、追加議案として議案第104号「上三川町国民健康保険税条例の一部改正について」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

○議長【高橋正昭君】 追加日程第1、議案第104号「上三川町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第104号「上三川町国民健康保険税条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」による地方税法等の一部改正に伴い、令和6年1月1日から出産する被保険者に係る産前産後

期間における国民健康保険税の所得割額及び均等割額の減額措置を講じるため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番、稲見君。

○12番【稲見敏夫君】 この条例改正によりましてですね、どのぐらいの人数が対象になるのかと、また、どのぐらい減額になるのかお尋ねしたいと思います。

○議長【高橋正昭君】 税務課長。

○税務課長【信夫一行君】 ただ今の質問にお答えいたします。

減額による対象人数でございますが、現時点で把握している人数といたしまして、約5人ですね。金額といたしまして、その5人の方から試算した結果ですね、約4万円弱ぐらいということで試算しております。なお、こちらはですね、令和6年1月から3月分までの金額となりますので、来年については、もう少し大きな額、対象者も増えるかと考えております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第104号「上三川町国民健康保険税条例の一部改正について」、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

---

○議長【高橋正昭君】 日程第2、「委員会視察研修結果報告について」を議題といたします。

これより委員会の報告を求めます。議会改革検討会第2部会長の報告を求めます。4番、議会改革検討会第2部会長、神藤昭彦君。

(4番・議会改革検討会第2部会長 神藤昭彦君 登壇)

○4番・議会改革検討会第2部会長【神藤昭彦君】 令和5年10月20日金曜日、埼玉県久喜市において「議会タブレット端末について」、視察研修を実施してきました。

久喜市は埼玉県の東北部に位置し、平成22年3月に久喜市、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町の1市3町が合併して、人口は約15万人で、行政面積は82.41キロ平方メートルの市です。

久喜市議会は、議員定数は27人で、タブレット端末の導入をはじめとした議会のICT化など、先進的な様々な活動に取り組まれています。タブレット端末の導入は、議会運営の効率化としてペーパー

レス化を推進するため、平成26年9月から導入の検討を開始し、平成28年10月に導入をしています。平成29年6月からペーパーレス化をスタートさせ、タブレット推進委員会を発足し、平成30年10月からは委員会の名称をICT推進委員会に変更し活動されているとのことでした。

ペーパーレス化の効果は、「議会資料や行政資料がいつでもどこでも閲覧できる」、「市民に説明しやすい」、「資料の整理が省け、その分議員活動に向けられる」、「事務局や執行部からメールの配信により、どこにいても資料が受け取れる」とのことでした。

研修会については、平成28年10月から議員全員参加で2回、任意参加で1回、2時間ほどのタブレット端末操作研修会を4回実施したとのことでした。しかしながら、勉強会だけでは習得が難しい方がおられるため、同僚議員同士で教え合いを行っているとのことでした。また、スケジュール管理については、議長以外の議員の管理は実施していないとのこと、議会のスケジュールはSideBooksへ保存し、各議員のスケジュールは個人に任せているとのことでした。そして、執行部から議員への連絡については実施しているとのことでした。本町としても連携ができるような仕組みづくりを今後取り組んでいきたいと感じました。

タブレット端末導入は、どこの議会も共通して操作方法、使いこなせる知識が必要になる、と感じました。上三川町議会としても、これからデジタル化を進めるに当たり、まずは、各議員が毎日タブレットを操作することを積極的に進め、使いこなせるように努力すれば、ペーパーレス化が軌道に乗っていきけると感じました。また、デジタル化に向けた議会を進めていくためには、執行部と連携しながら議会改革検討会で十分に議論を進めていかなければならないと感じました。

以上、視察研修報告といたします。

令和5年12月11日、議会改革検討会第2部会部会長、神藤昭彦。

○議長【高橋正昭君】 これで委員会視察研修結果報告を終わります。

---

○議長【高橋正昭君】 日程第3、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について」を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

○議長【高橋正昭君】 以上で、本定例会の案件は全て終了いたしました。

ここで、町長より発言の申出がありますので許します。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 令和5年第5回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、11月30日から12月11日までの12日間にわたり開会され、この間、条例関係、議決案件、補正予算など24案件を上程いたしました。いずれの案件につきましても、終始、積極的な御審議をいただき、原案どおり可決・決定をいただき、ここに厚くお礼を申し上げます。

可決いただきました議案の執行に当たりましては、細心の注意を払ってまいり所存でございます。今後とも議員の皆様におかれましては、なお一層の御指導と御鞭撻のほどをお願い申し上げ、議会閉会に当たりましての私の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長【高橋正昭君】 閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、11月30日から本日までの12日間にわたり開催され、議員各位には、提出されました多数の重要議案につきまして、終始、慎重かつ熱心に御審議いただき、また、議会運営に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

執行部におかれましては、委員長報告をはじめ、各議員の意見につきまして十分検討を加えられ、行財政運営に反映されますよう希望し、挨拶といたします。

以上をもちまして、令和5年第5回上三川町議会定例会を閉会いたします。誠にお疲れさまでした。

午前10時31分 閉会